

衆議院議長様
参議院議長様

旧姓の通称使用法制化ではなく、 「選択的夫婦別姓制度」を求める請願

〔請願趣旨〕

高市政権は、旧姓の通称使用法制化へ、法案提出をねらっています。通称使用では、多くの女性たちが感じてきたアイデンティティの喪失などの苦しみや手続き上の不都合などの問題の解決にはなりません。選択的夫婦別姓制度実現を阻み、女性たちの希望を踏みにじるものです。

通称使用法制化には、数百、数千の法律やルールを変更する膨大な手続きが必要となります。2つ以上の名前に法的根拠を与えることになるため、脱税やマネーロンダリングの問題が発生する可能性や、「行政や企業が対応できるシステムの改修、膨大な金銭的負担、社会的コストがかかる」など新たな問題が指摘されています。

法務省の法制審議会が 1996 年、選択的夫婦別姓導入などの民法改正要綱を答申しており、これ以上、放置することは許されません。最高裁は、夫婦同姓は合憲との不当な判断をしましたが、制度のあり方は国民の判断、国会にゆだねるべきとしています。

国連女性差別撤廃委員会は、2003年以降、選択的夫婦別姓制度の導入について、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に 4 回にわたって勧告しています。2024 年の勧告は、「2年以内に実施状況の報告を」と求めています。国連人権理事会等の国際機関も同様の勧告を繰り返しています。

世論調査では、約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、若年層ほど賛成が多くなっています。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次つぎ採択され、経団連が選択的夫婦別姓導入を求めるなど労働団体や経済団体からも「通称使用の拡大では解決にならない」との声があがっています。同姓か別姓かを選べる選択的夫婦別姓の導入を求めます。

〔請願項目〕 選択的夫婦別姓制度をただちに導入すること

* 名前、住所は郡や丁目、番地などを省略せず、一人ひとり明記を。「〃」「同上」、鉛筆使用は無効となります。

名 前	住 所
	都道 府県

※この個人情報は国会請願以外には用いません。 2026.2



新日本婦人の会

〒112-0002 東京都文京区小石川 5-10-20